

稲沢市ごみ処理基本計画



©稲沢市 いなッピー

平成 28 年 4 月

愛 知 県 稲 沢 市

稲沢市ごみ処理基本計画

目次

第1章 計画のフレーム

1	計画策定の背景	2
2	計画の位置づけ	3
3	計画の期間	4
4	計画対象区域	4
5	計画対象廃棄物	4
6	計画人口	4

第2章 ごみ処理の現状と課題

1	ごみ処理の流れ	5
2	ごみ処理量	6
3	ごみ処理費用	7
4	最終処分の状況	8
5	し尿・浄化槽汚泥処理量	9
6	ごみ処理の課題	10

第3章 ごみ処理基本計画

1	計画の基本方針	11
2	計画の項目	11
3	ごみ処理量の見込み	12
4	し尿・浄化槽汚泥の処理量の見込み	14
5	ごみの発生・排出抑制のための方策	15
6	分別の種類及び区分	16
7	処理及び実施主体	18
8	処理施設の整備	19
9	計画の推進	20

第1章 計画のフレーム

1 計画策定の背景

(1) 計画の策定

一般廃棄物処理計画は、廃棄物処理法第6条に基づき、10年から15年先の目標を定め、概ね5年ごとに見直しを行うこととなっています。前計画では平成27年度までを計画期間としていましたが、本計画においては平成28年度から10年間を目標年度とした計画を策定するものです。

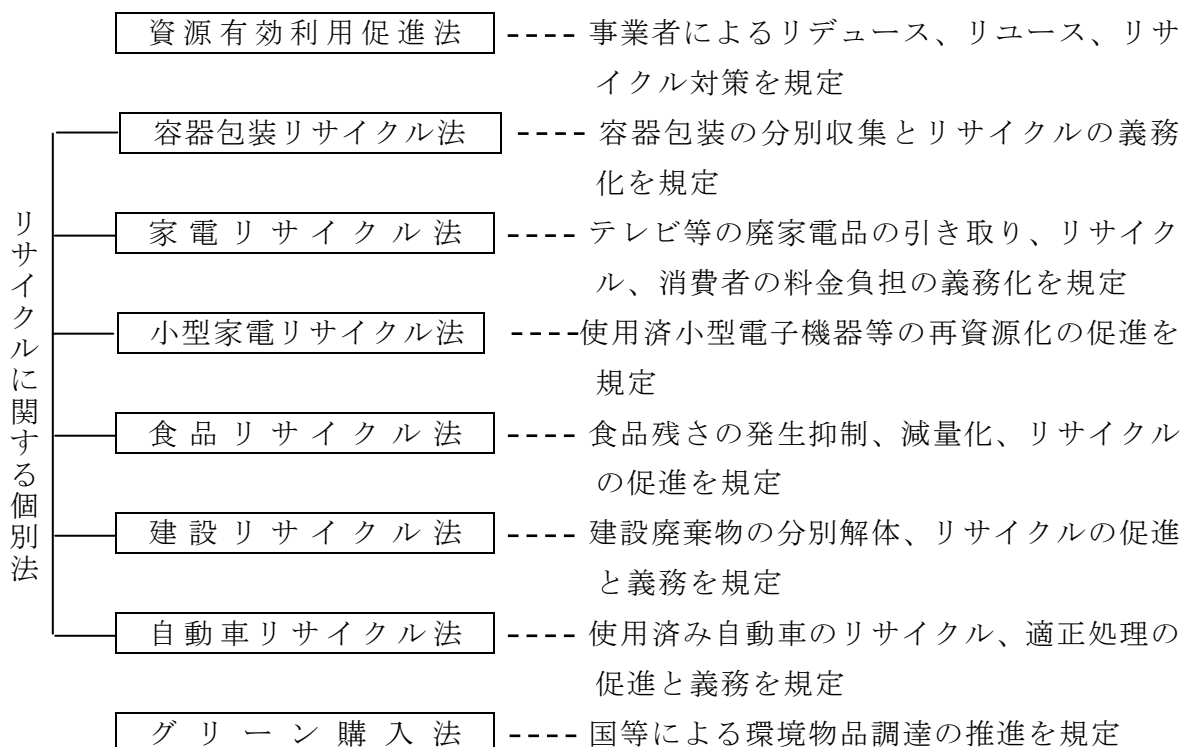
(2) 法制度・社会情勢の変化

小型家電リサイクル法の制定、食品リサイクルに係る先進的取組みの進展など、廃棄物を取り巻く法制度や社会情勢は常に変化しています。これらの変化に柔軟に対応していくため、長期的な視点に立った安定的な処理と機動的な対策を両立できる基本方針を明確にします。

環境基本法 ----- 環境保全についての基本理念を規定

循環型社会形成推進基本法 ----- 循環型社会の形成に関する基本原則を規定

廃棄物処理法 ----- 廃棄物処理に関する事項を規定

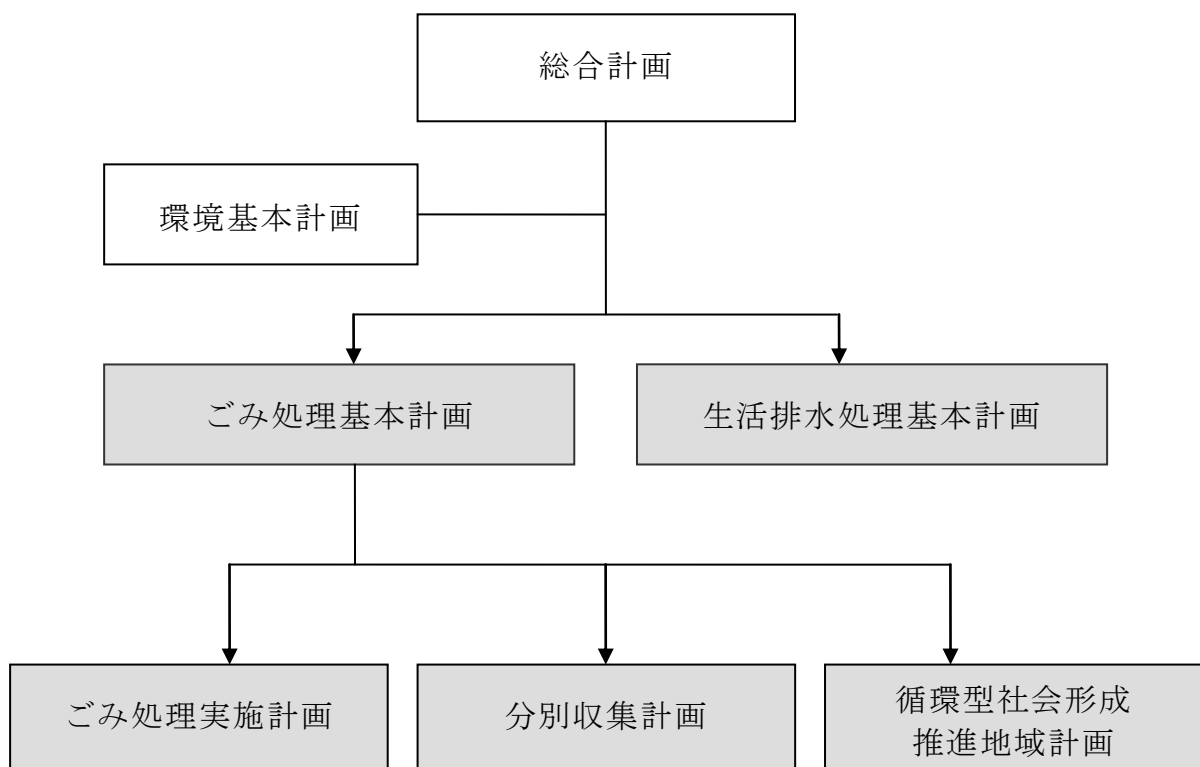


2 計画の位置づけ

本計画は、ごみの発生抑制、減量化、資源化、収集運搬、中間処理、最終処分に至るごみ処理に関する全体を包括するものです。

策定に当たっては、総合計画や環境基本計画との整合を図り、市民、事業者、市の協働のもとに「ごみの減量とリサイクルの推進」に取り組むことを基本とします。

計画の体系図



※ごみ処理実施計画 ごみ処理基本計画を基に毎年度の実施計画を策定

※分別収集計画 容器包装リサイクル法の規定により容器包装廃棄物の分別収集等に関する5か年計画（3年ごとに見直し）を策定
現計画は、第7期で平成25年6月策定

※循環型社会形成
推進地域計画 循環型社会形成推進交付金に基づく廃棄物の3Rを地域で総合的に推進するための計画を策定
平成22年11月策定

3 計画の期間

計画の期間は、平成28年度から平成37年度までの10年間とします。なお、社会情勢や関係法令の変化に対応するため、平成32年度までの5年間の第1期、平成33年度から平成37年度までの5年間の第2期とし、平成32年度に見直しを行うこととします。

■ 計画の期間

年度	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	
内容	ごみ処理基本計画（10年間）										
	↑ 計画開始年次					見直し	ごみ処理基本計画 （改定計画）				↑ 次期計画策定 並びに 計画目標年次
		第1期（5年間）					第2期（5年間）				

4 計画対象区域

計画の対象区域は、本市全域とします。

5 計画対象廃棄物

計画の対象廃棄物は、本市全域から発生する一般廃棄物（ごみ、し尿、浄化槽汚泥）とします。

6 計画人口

本計画における予測人口は、次のとおりとします。

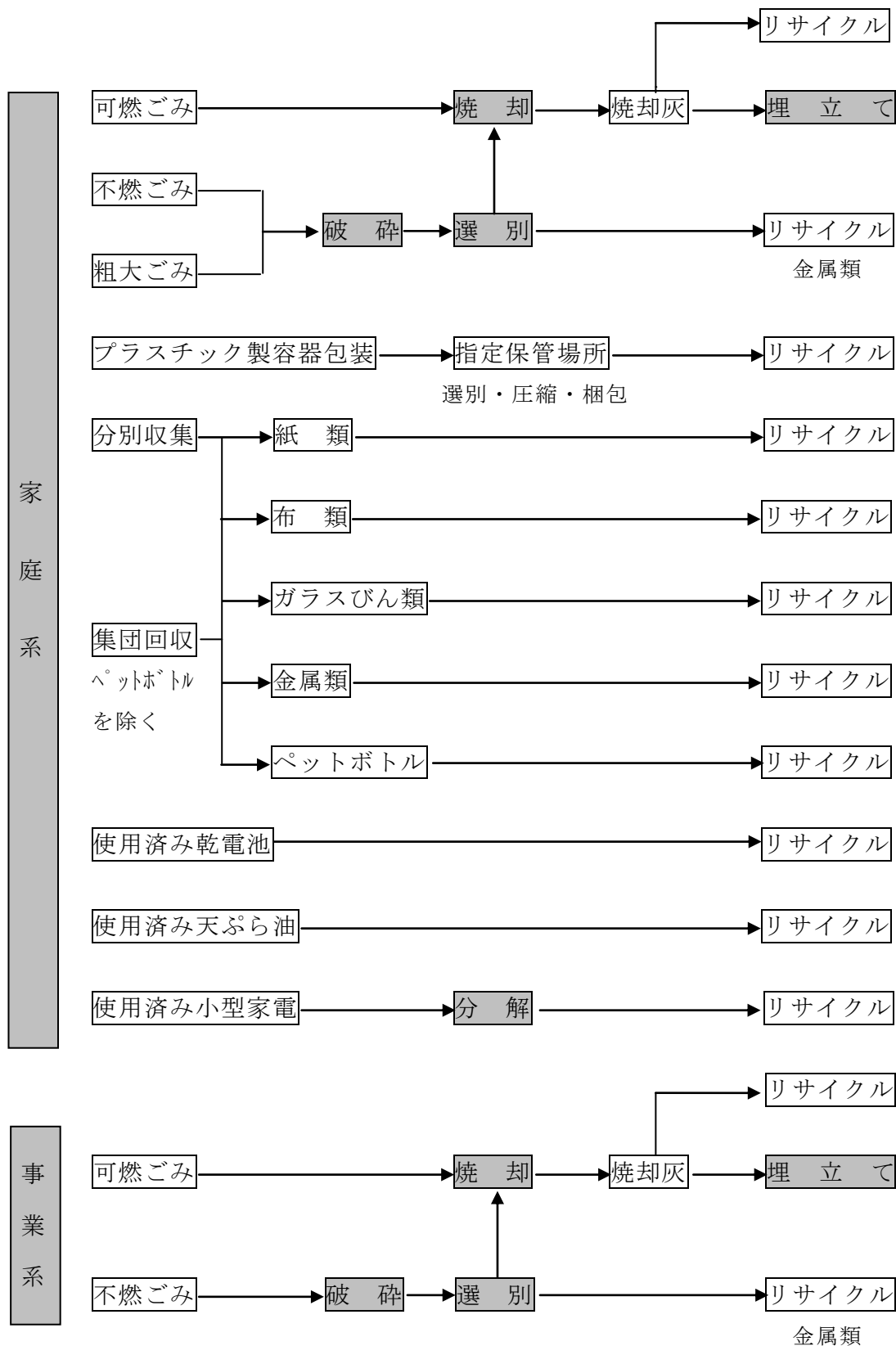
区分	平成32年度	平成37年度
人口	134,904人	127,900人

※平成37年度の生活排水処理基本計画等の目標値から推計

第2章 ごみ処理の現状と課題

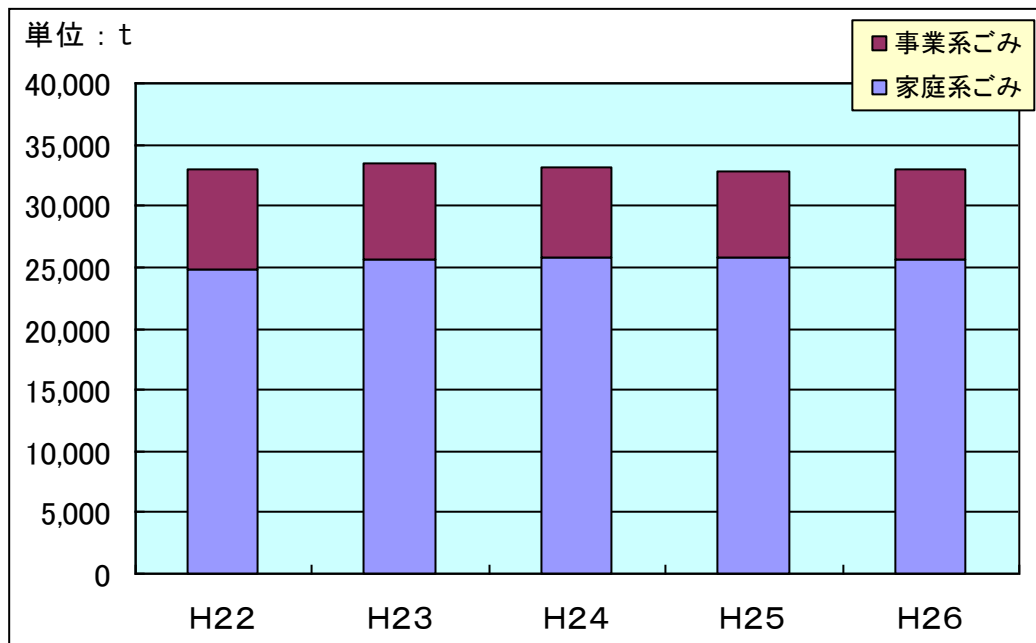
1 ごみ処理の流れ

平成27年度における本市のごみ処理の流れは、以下のとおりとなっています。



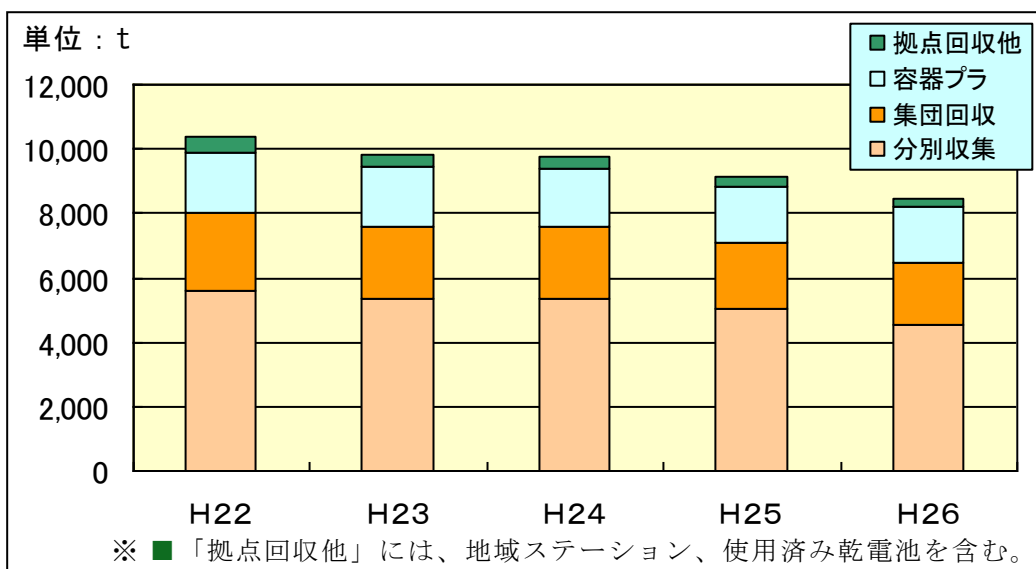
2 ごみ処理量

(1) ごみの処理量



可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ等の一般ごみは、環境センターで中間処理しています。これらのごみ処理量は、過去5年間で若干の減少傾向にあり、使用済み小型家電のリサイクルや雑がみの資源化啓発の効果が表れています。

(2) リサイクル資源等の収集量

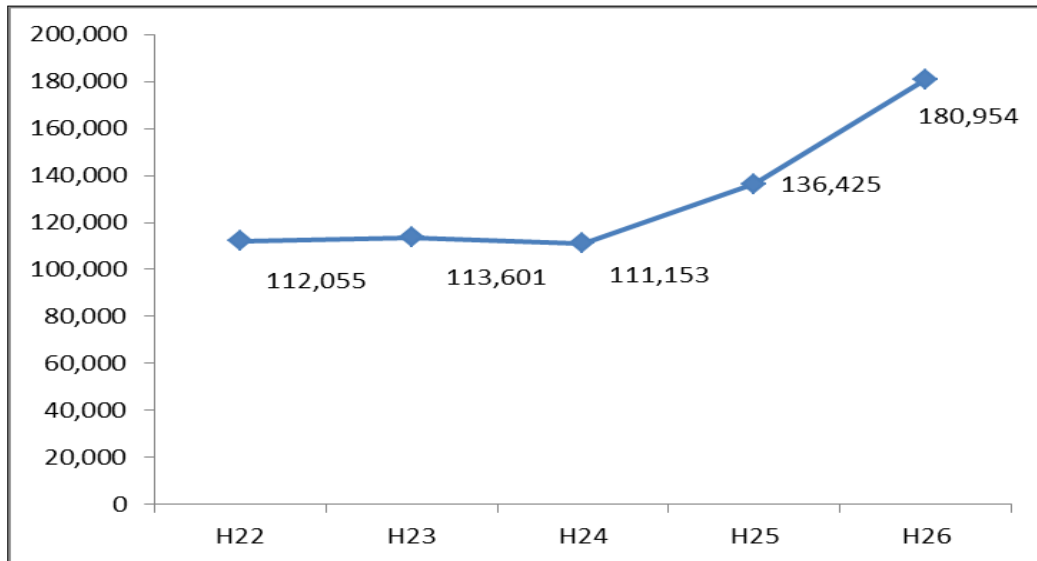


資源化の対象とする分別品目は、収集形態により4分類されますが、過去5年間では減少傾向にあります。主な減少要因は、平成24年度以降、市内でも急増した民間資源回収場所への流出と考えられ、分別収集や集団回収の回収量が減少しています。

3 ごみ処理費用

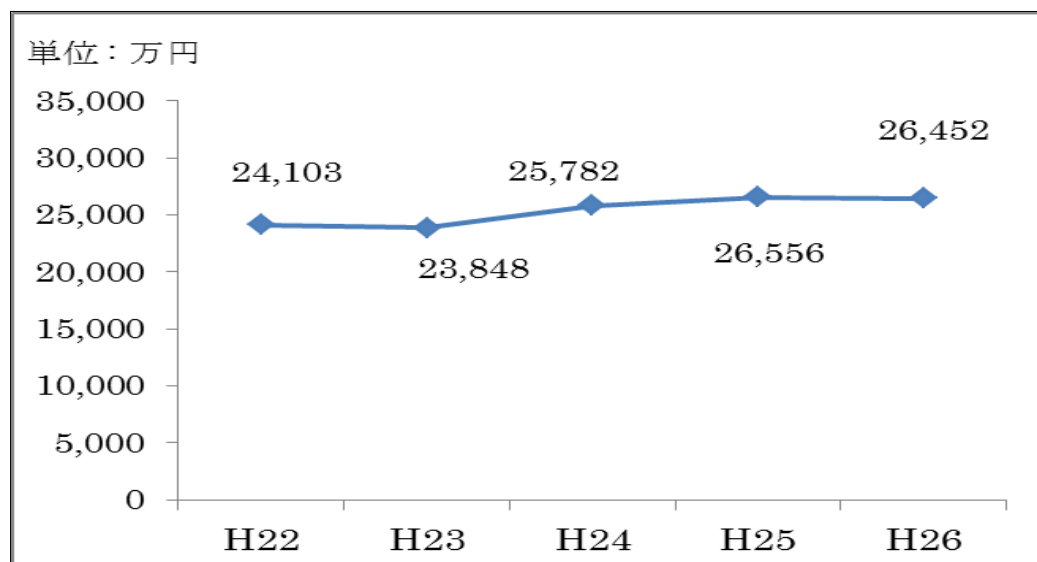
(1) ごみの処理費

単位：万円



環境センターで処理したごみの収集運搬、中間処理、最終処分に要した費用を表したものです。環境センターの長寿命化工事のため、平成25年度以降、処理費が増加しています。長寿命化工事の費用を除いた平成26年度の1 t 当たり処理費は、26,171円となっています。

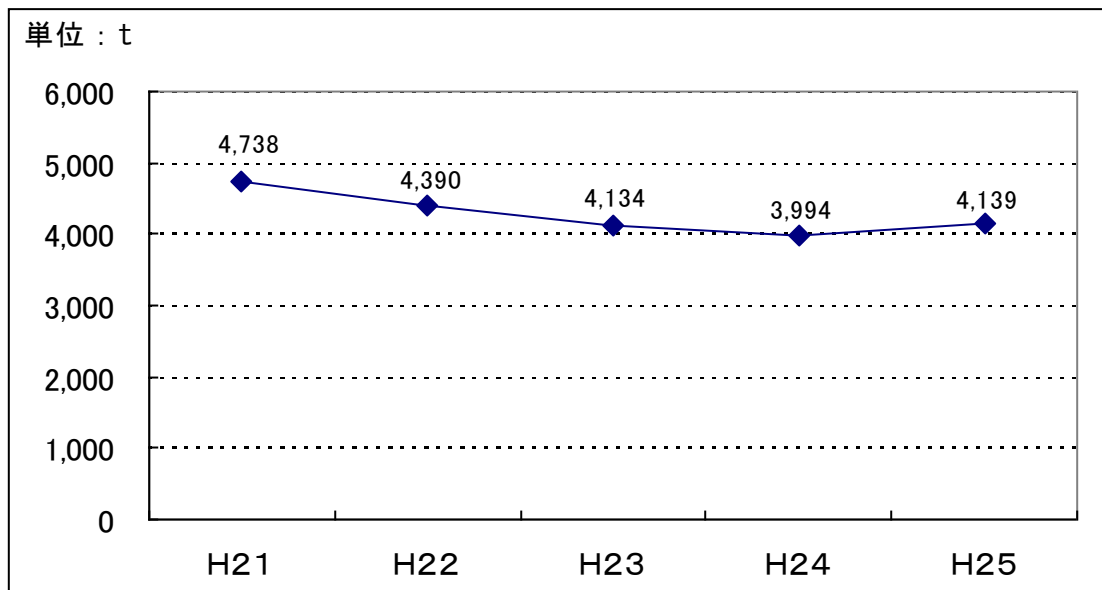
(2) リサイクル資源等の処理費



分別収集及び地域ステーションに係る収集運搬委託料、プラスチック製容器包装収集運搬・処理委託料、資源再生推進奨励金を含む費用を表したものです。平成26年度の1 t 当たりの処理費は、28,871円となっています。

4 最終処分状況

(1) 最終処分量



(2) 処分の内訳

単位：t

区分	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6
愛知臨海環境整備センター	2,607	2,834	2,894	3,284	3,436
民間処分場	2,131	1,556	1,240	710	703
計	4,738	4,390	4,134	3,994	4,139

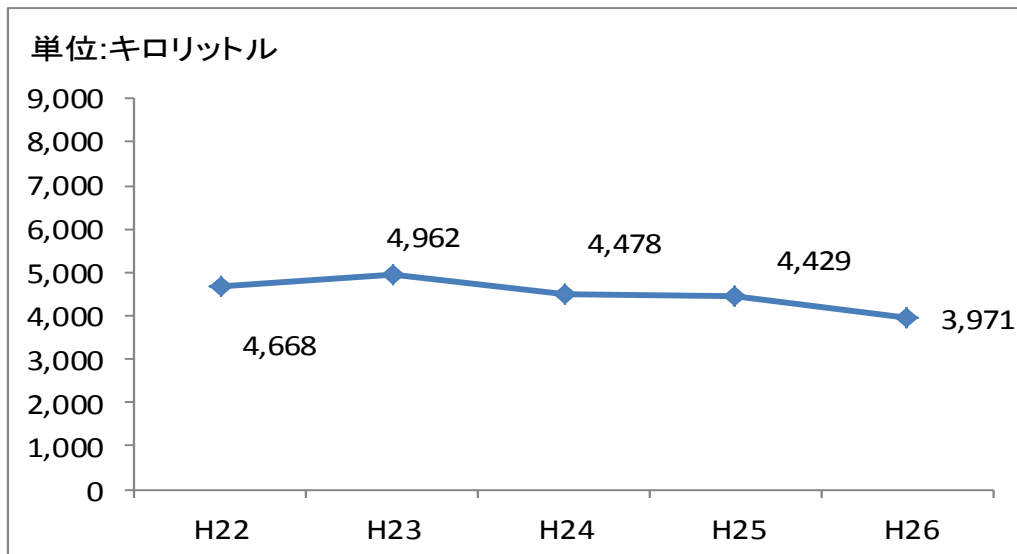
環境センターで処理した後に発生する焼却灰は、一部を焙焼等のリサイクルで処理するほかは、最終処分場で埋立処分をしています。

平成26年度の最終処分量は、4,139トンで、処理したごみ量の約12%にあたります。

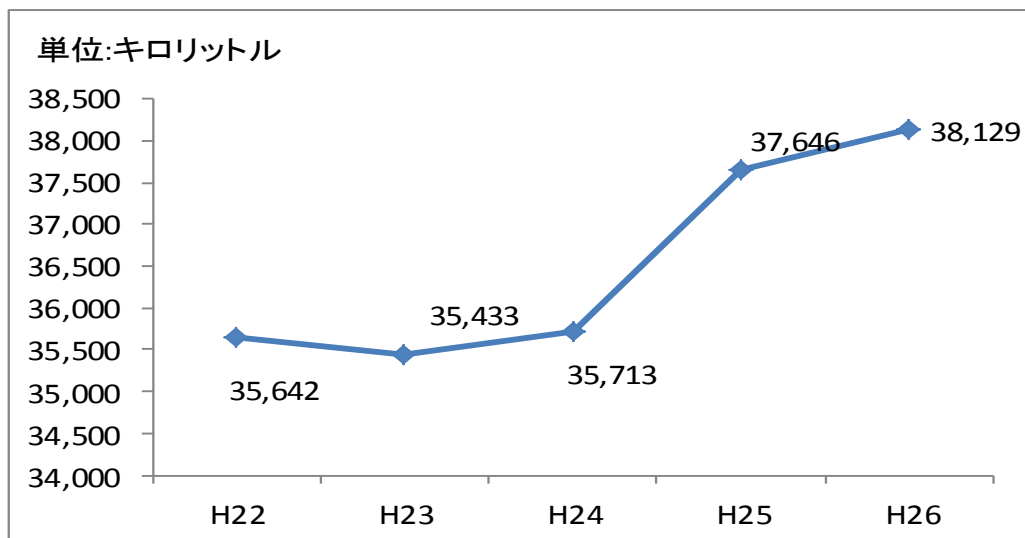
本市には最終処分場がないため、愛知臨海環境整備センター及び民間処分場へ処分を委託しているのが現状です。

5 し尿・浄化槽汚泥処理量

(1) し尿の処理量



(2) 浄化槽汚泥の処理量



し尿及び浄化槽汚泥は、平和浄化センターで処理しています。し尿の収集量は、過去5年間で約15%の減少、浄化槽汚泥は、過去5年間で7%の増加となっています。

6 ごみ処理の課題

ごみ処理の現状から見る本市の問題点は、ごみ処理量及び最終処分量が減少しないこと、資源収集量の減少に対応した処理経費の削減が進まないこと、建設投資を含んだごみ処理費用の増加が上げられます。

本市におけるごみ処理の課題は、次のとおりです。

(1) ごみの発生と排出の抑制

ごみの発生と排出を抑制するために、今後とも引き続き、市民、事業者、市の協働のもと減量目標を設定し、具体的な対策を施す必要があります。また、景気動向やライフスタイルの変化により、ごみ量が増加する局面がありますが、個人の意識に働きかけ、ごみ減量に向けて高い意識を持った市民に、より一層の取り組みを進めてもらう、段階的な啓発が有効となっています。

なお、ごみの減量化施策として愛知県内の多くの市で今後取り組みが見込まれるごみ有料化・戸別収集については、調査・研究を進め、本市に適した制度のあり方を検討する必要があります。

(2) リサイクルの推進

本市では、分別収集が定着してきましたが、まだまだ分別されずにごみに出される資源物が多くあります。分別を徹底するとともに、リサイクル技術の向上等による分別の変更を適時取り入れ、リサイクルの推進を図る必要があります。

また、行政区における分別収集の維持と併せて、子ども会等の市民団体が実施する集団回収を促進していくことが必要です。民間資源回収場所が増加する中、経済原理では回収されないガラスびん類や使用済み天ぷら油等の排出機会を維持することが求められますが、拠点回収の拡大に向けても検討が必要です。

(3) 最終処分量の削減及び適正処理

本市には最終処分場がなく、市外の処分場へ搬入して処分していますが、搬入物や搬入量に厳しい制限があります。このため、少しでも最終処分するごみ量を削減することが課題となっています。

ごみの発生と排出の抑制及びリサイクルを推進し、最終処分するごみ量を削減することが必要です。

また、焼却灰の再資源化について引き続き取り組むとともに、より効率の良い手法について検討する必要があります。

第3章 ごみ処理基本計画

1 計画の基本方針

本計画は、循環型社会形成推進基本法の趣旨に基づき、次の3点をごみ処理の基本方針として策定します。

- 1 ごみの発生と排出の抑制
- 2 リサイクルの推進
- 3 変化に柔軟に対応したごみ減量対策の実施

2 計画の項目

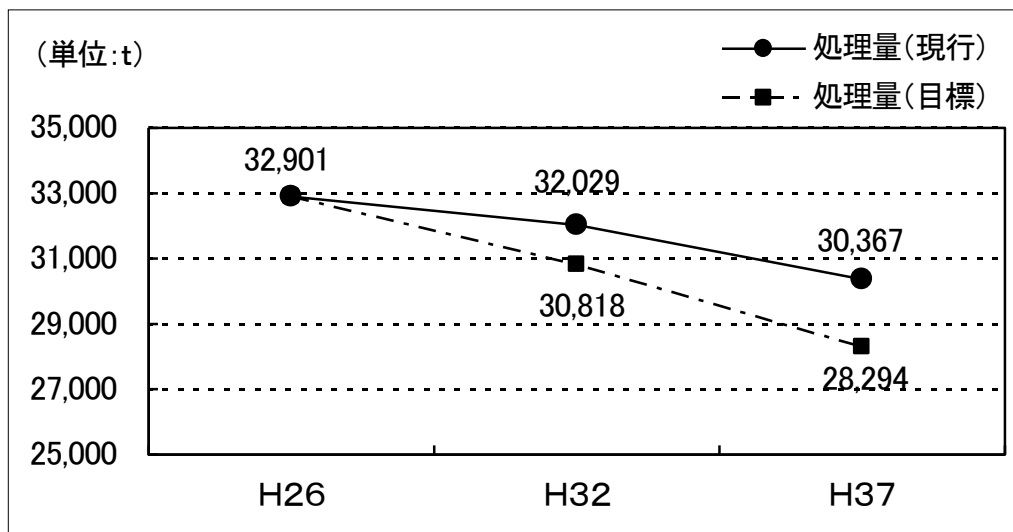
ごみ処理基本計画は、廃棄物処理法第6条第2項の規定に基づき、次に掲げる事項について策定することとされています。

- (1) 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- (2) 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- (3) 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- (4) 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- (5) 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項
- (6) その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

本計画は、これらの項目を中心に策定し、併せて目標年次における減量目標値及びリサイクル推進の目標値を設定します。

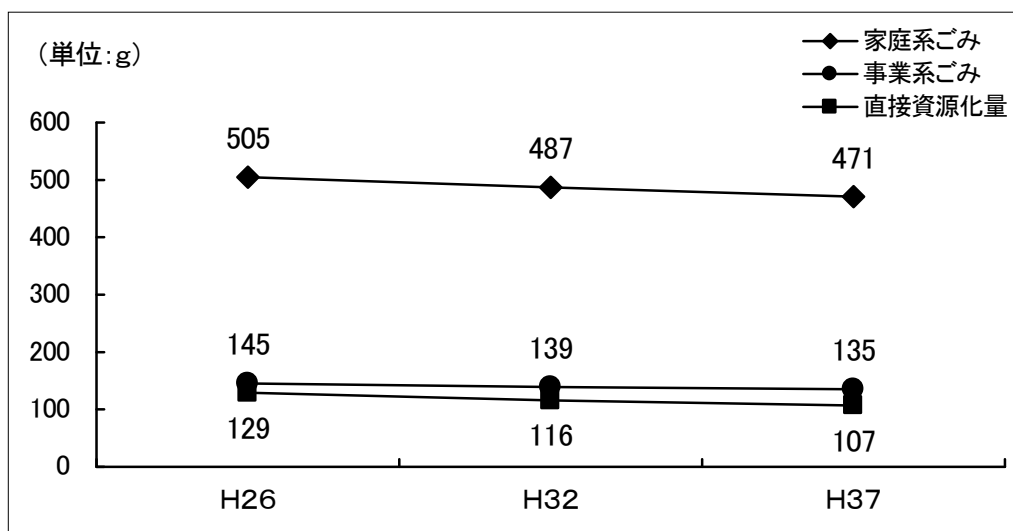
3 ごみ処理量の見込み

(1) 現行と計画のごみ処理量



人口の減少、事業活動の変動により発生するごみ量に対し、本計画を推進し、平成26年度の環境センターごみ処理量 32,901 t に対し、減量施策を取らない場合の平成37年度の処理量 30,367 t を 28,294 t に減量する計画とします。

(2) 1人1日当たり家庭系ごみ、事業系ごみ、直接資源化量の見込み



1人1日当たりのごみ量は、廃棄物処理法の基本計画の一般廃棄物減量目標を参考に、年0.64%の減量、平成37年度には6.82%・34 g 減量することを目標とします。

また、直接資源化量のリサイクル資源は、平成25年度以降毎年5箇所程度新設される民間資源回収場所の収集量が捕捉できず、3年間で年平均7.8%減少しています。本計画においては、この捕捉率の低下を踏まえ、年2.0%の減少に止めることを目標に収集を見込みます。

(3) 処理量 計画の内訳

単位：t

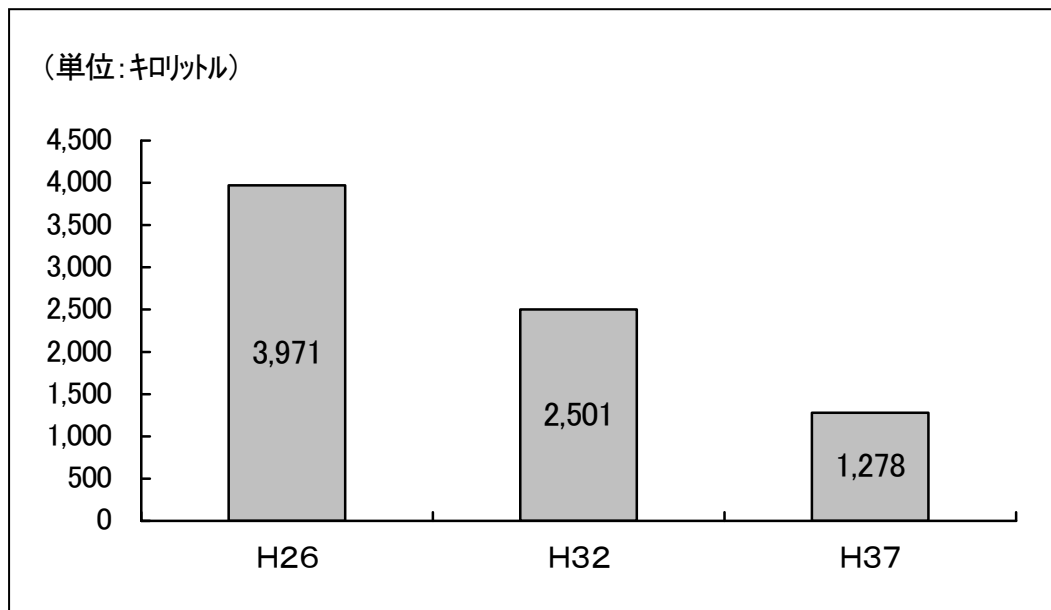
区 分		H 2 6 実績	H 3 2 見込	H 3 7 見込		
総人口 ※ 10/1 [人] (A)		138,577	134,904	127,900		
処 理 量	環境 セン ター 処理 量	家庭系	可燃ごみ (B)	23,018	21,560	19,795
			不燃ごみ (C)	2,490	2,332	2,141
			粗大ごみ (D)	68	64	58
		計 (E)	25,576	23,956	21,994	
		事業系	可燃ごみ (F)	7,243	6,785	6,229
			不燃ごみ (G)	82	77	71
	計 (H)		7,325	6,862	6,300	
	計 (I)	32,901	30,818	28,294		
	資 源 化 量	直接 資源 化	集団回収 (J)	1,907	1,644	1,408
			分別収集 (K)	4,539	3,914	3,353
			地域ステーション (L)	207	171	141
			プラスチック製容器包装 (M)	1,741	1,597	1,440
			拠点回収 (N)	41	42	46
		計 (O)	6,528	5,724	4,980	
		施設 処理 資源 化	小型家電資源化 (P)	26	22	22
破碎処理施設回収 (Q)			504	472	434	
焼却灰資源化 (R)			483	500	500	
計 (S)	1,013	994	956			
計 (T)	9,448	8,362	7,344			
処 理 量 計 (U)		42,349	39,180	35,638		
最 終 処 分 量 (V)		4,139	3,892	3,532		
リサイクル率 (T÷(I+J+O)) [%] (W)		22.9	21.9	21.2		
a 家庭系1人1日当たりのごみ量 (E) [g]		505	487	471		
b 事業系1人1日当たりのごみ量 (H) [g]		145	139	135		
c 小 計1人1日当たりのごみ量 (a+b) [g]		650	626	606		
d 1人1日当たりの直接資源化量 (O) [g]		129	116	107		
合 計 (c + d) [g]		779	742	713		
1人1日当たりの処理量 (集団J含む) [g]		817	776	743		

※総人口：H 2 6 は実績値、H 3 2、H 3 7 は生活排水処理基本計画等の目標値から推計。

※リサイクル率は、捕捉率の低下を見込むため、見込値においても減少しています。

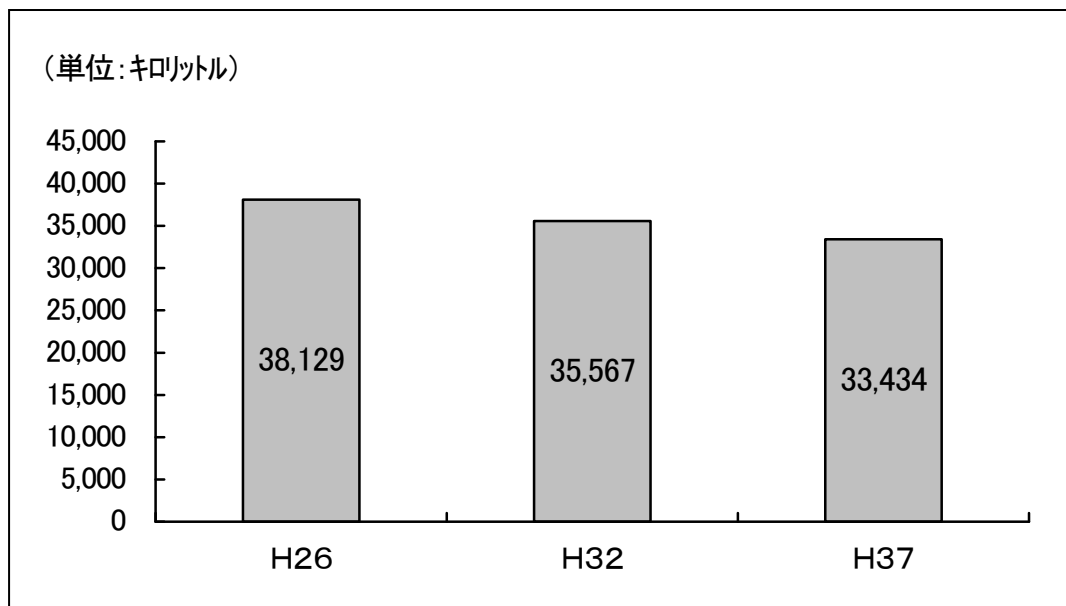
4 し尿・浄化槽汚泥の処理量の見込み

(1) し尿の処理量



平成26年度のし尿汲取り世帯数は、約3,000世帯であり、合併浄化槽や公共下水道の普及に伴い、対象世帯数は引き続き減少していきます。し尿処理量の見込みは、生活排水処理基本計画等における目標値に整合しています。

(2) 浄化槽汚泥の処理量



個別浄化槽、集中浄化槽、農業集落排水等の浄化槽汚泥の計画処理量を表したものです。公共下水道の普及に伴い、緩やかに減少していくものと見込まれ、これも生活排水処理基本計画等の目標値に整合しています。

5 ごみの発生・排出抑制のための方策

(1) 市の取り組み	
	①生ごみの水切り、ごみを出さない調理方法や段ボールコンポストの普及等、リデュースを推進するライフスタイルを確立するため、継続的な広報・啓発活動を行います。
	②リユースを推進するために「もったいないの心を大切に」をモットーに不用品紹介制度の促進、リサイクル協力店のPR、リユース事業を実施します。
	③リサイクルを推進するために、分別収集の徹底及び市民団体による集団回収の支援を行います。また、排出機会の拡大に向け、常設拠点における回収について検討します。
	④地域や学校、保育園、事業所に出向き、ごみ処理の情報を提供し、ごみ処理に対する意識を高めていただくために積極的に出前講座を開催します。
	⑤リサイクル技術の向上等による分別の変更について検討し、適時適切な分別を決定し周知します。
	⑥ごみの有料化・戸別収集については、調査・研究を進め、本市に適した制度のあり方を検討します。
	⑦焼却灰の再資源化について引き続き取り組むとともに、より効率の良い手法について検討します。
(2) 市民の取り組み	
	①使い捨て商品の購入や使用の自粛及び過剰包装の辞退を実践します。
	②身の回りで繰り返し使えるものは、できる限り長く使用します。
	③ごみの分別を徹底し、分別収集に協力します。
	④地域における資源回収等に協力し、ごみの減量とリサイクルを推進します。
	⑤大型店等における資源の店頭回収に積極的に協力します。
(3) 事業者の取り組み	
	①製造事業者は、拡大生産者責任の考え方を踏まえ、処理されるまでのライフサイクルについて、ごみの発生を少なくする製品の開発に取り組みます。
	②流通事業者は、段ボール箱や発泡スチロール箱等の梱包材の使用を削減するために、通い箱を使用するなどごみの発生抑制に努めます。
	③小売事業者は、レジ袋やトレイ、過剰包装の削減に努め、食品等の売れ残りを減らすための工夫を行うとともに資源化できる取り組みを行います。
	④事業者は、自ら発生・排出するごみ量を把握するとともに、資源化量を増やしごみの減量に取り組みます。

6 分別の種類及び区分

分別の種類及び分別の区分は、次のとおりとします。

(1) ごみ

種 類		分 別 の 区 分		
家 庭 系	1 可燃ごみ	1 区分		
	2 不燃ごみ	1 区分		
	3 粗大ごみ	2 区分	①特定家庭用機器以外②リサイクル料金納付済みの特定家庭用機器 (排出者が運搬できない場合に限る)	
	4 プラスチック製容器包装	1 区分		
	5 使用済み乾電池	1 区分		
	6 リ サ イ ク ル 資 源	(1) 紙類	5 区分	①新聞紙・チラシ ②雑誌 ③雑がみ ④段ボール ⑤牛乳パック
		(2) 布類	1 区分	
		(3) ガラスびん類	4 区分	①無色 ②茶色 ③緑色 ④その 他の色
		(4) 金属類	2 区分	①スチール缶、小物の鉄類 ②アルミ缶
		(5) ペットボトル	1 区分	
(6) 使用済み天ぷら油		1 区分		
(7) 使用済み小型家電		1 区分		
事 業 系	1 可燃ごみ	1 区分		
	2 不燃ごみ	1 区分		

(2) し尿・浄化槽汚泥

種 類	分 別 の 区 分
し尿	1 区分
浄化槽汚泥	1 区分

(3) 処理困難物及び排出禁止物の指定

処理困難物及び排出禁止物の主なものは次のとおりとし、ごみ処理実施計画において定めます。これらのものは、排出者の責任において適正に処理するものとします。

区 分	名 称
有毒性物質・危険物	プロパンガスボンベ、農薬、薬品
自動車用品	タイヤ、バッテリー、エンジンオイル
塗料類	ペンキ、シンナー
建設廃材	瓦、コンクリートブロック、ガレキ、解体木材
機械等	農業用機械、二輪車
産業廃棄物	廃プラスチック類、廃油、焼却灰、汚泥
法によりリサイクルが義務付けられているもの	エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫・保冷温庫、洗濯機・衣類乾燥機
その他	消火器、耐火金庫、ピアノ、温水器、浴槽

7 処理及び実施主体

処理及び実施する者に関する区分は次のとおりとします。

(1) ごみ

区 分		収集・運搬	処 理
家 庭 系	1 可燃ごみ	稲沢市及び委託業者	稲沢市
	2 不燃ごみ	稲沢市及び委託業者	稲沢市
	3 粗大ごみ	稲沢市及び委託業者	稲沢市
	4 プラスチック製 容器包装	稲沢市及び委託業者	委託業者
	5 使用済み乾電池	稲沢市及び委託業者	委託業者
	6 リサイクル資源	稲沢市及び委託業者	委託業者又は市指定の再商 品化事業者等
事 業 系	1 可燃ごみ	許可業者	稲沢市
	2 不燃ごみ	許可業者	稲沢市

※容器包装リサイクル法に基づく保管施設及び一般廃棄物処理業の許可に関する
処理施設については、ごみ処理実施計画で掲げるものとします。

(2) し尿・浄化槽汚泥

区 分	収集・運搬	処 理
し尿	許可業者	稲沢市
浄化槽汚泥	許可業者	稲沢市

※収集・運搬に係る区域指定については、ごみ処理実施計画で掲げるものとします。

8 処理施設の整備

ごみの中間処理施設及びし尿処理施設は、現行の処理施設の適正運用、適正管理に努め、長期利用を図るものとします。

また、プラスチック製容器包装の選別、圧縮、梱包、保管施設については、民間業者を活用するものとします。

(1) ごみ処理施設

稲沢市環境センター

可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの中間処理は、環境センターで行います。運用にあたっては、引き続き、環境への負荷を極力減らすとともに、ごみ処理施設の長期利用を図ります。

(2) し尿処理施設

稲沢市平和浄化センター

し尿・浄化槽汚泥の処理は、平和浄化センターで行います。運用にあたっては、施設の老朽化に対する整備を引き続き行うとともに環境への負荷の低減及び施設の長期利用を図ります。

(3) 最終処分場

稲沢市には最終処分場がないため、焼却灰等は愛知臨海環境整備センター及び民間の処分場で処分を行います。

9 計画の推進

本計画を実効あるものとするために、計画の推進にあたり取り組むべき事項は、次のとおりとします。

(1) 廃棄物減量等推進審議会の開催

廃棄物減量等推進審議会において、市民、各種団体の代表者、事業者の代表者の意見や要望を反映させるとともに、諸施策の進捗状況、ごみ処理量を報告し、必要な事項について審議します。

(2) 環境委員の活用

各行政区に1名委嘱する環境委員を活用し、地域での自主的なごみ減量活動、リサイクル推進活動を促進します。

(3) 広報PR及び情報公開

計画の進行状況を広報やホームページで公開し、客観的な計画の進行管理に努めます。

(4) 進行管理

計画の推進にあたっては、毎年度のごみ処理実施計画を策定し、減量目標値のチェック、施策の効果測定等の進行管理を行い、効果的な対策を機動的に行うこととします。

ごみ処理基本計画

平成28年度～平成37年度

平成28年3月策定

発行 稲沢市

編集 稲沢市経済環境部資源対策課

稲沢市中野川端町74番地（環境センター内）

電話 0587-36-0135